

夫 婦 別 姓

佐 藤 一 明

目 次

- 1 はじめに
- 2 我が国における氏の変遷
- 3 夫婦別姓の長所、短所
- 4 夫婦別姓最高裁判所判決
- 5 夫婦別姓の世論調査
- 6 外国における夫婦別姓
- 7 国連の女性差別撤廃委員会勧告
- 8 まとめ

[キーワード]

選択的夫婦別姓 夫婦同姓 各国の姓の比較
平成27年度12月16日大法院判決 憲法13条 憲法14条 24条
家制度 国連の女性差別撤廃委員会 憲法81条
憲法の番人として違憲立法審査権

論 旨

最高裁大法院（裁判長・寺田逸郎 長官）は平成27年12月16日、夫婦別姓を認めない民法750条が憲法違反かどうか争われた訴訟では、大法院において、民法の規定を違憲だと判断した。

姓について、明治31年民法（旧法）において、夫婦同氏を制定する。

これ以前、には、日本の庶民には姓はなく、同姓も別姓もありえなかった。

第二次世界大戦後の昭和22年に施行された民法750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされました。これ

が、現在の制度です。

夫婦別姓長所は男女平等憲法の精神に合致する、生活手続きが楽になる、共働きの世帯が専業主婦世帯より上昇、女性の社会進出に寄与する、女性の個人情報保護である。

夫婦別姓の短所は夫婦の一体感、家族絆少なくなる、姓の統一ができない夫婦別姓の長所を上げ、判決の不合理性を浮き彫りにする。

夫婦別姓の世論調をみると、平成27年度12月16日最高裁判所大法廷判決で夫婦同姓の民法750条が、合憲との判決の出る前、各新聞社はこぞってアンケート調査を開始した。

以下朝日新聞、毎日新聞、静岡新聞のアンケート調査を分析してみた。

特に、朝日新聞社の平成27年度11月の世論調査では、選択的夫婦別姓に賛成は52%で、反対の34%を上回り、20~50代のどの年代でも6割前後が賛成だった。

若い世代になるほど抵抗感が少なく賛成者が多い。

夫婦の姓をめぐる国内外の状況を一覧表にして解説をした。

「国連の女性差別撤廃委員会は2003年にこの規定は差別的であるとして廃止を求めている、2009年にも再勧告した。

それでも日本は動かず2014年『法改正は国民の理解を得て行う必要がある』と釈明をして同委員会は2016年に2月に日本の再審査を予定している。

別姓を認めなかつた今回の判決（平成27年12月16日）をふまえ、改めて厳しい勧告がされる可能性がある。』¹⁾

国際世論を見ると、海外では、夫婦同姓を法律で義務づけている国はほとんどない。

タイではかつて「結婚した女性は夫の姓を使う」と法律で定めていたが、憲法裁判所の違憲判断を機に2005年に選択的夫婦別姓が導入されている。

日本の歴史的視点、日本国の最近の世論調査、国際情勢の視点から見て、民法750条は憲法11条、憲法14条、24条に違反する。

夫婦別姓に改正すべきである。

1 はじめに

最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎）長官）は平成27年12月16日、夫婦別姓を認めない民法750条が憲法違反かどうか争われた訴訟では、夫婦同姓を定め、別姓を認めていない民法の規定について、大法廷でも15人の裁判官のうち、5人が民法の規定を違憲だと判断した。

この中には3人の女性裁判官が含まれる。

焦点となったのは、民法750条の「夫婦は婚姻の際に夫または妻の氏を称する」という規定について大法廷が重視したのは、夫婦がどちらの姓を称するかについて、民法が夫婦間の協議に委ねているので「男女間の形式的不平等は存在しない」と認定した。

夫婦が同じ姓を名乗るのは、同一の家族であることを示す意味合いがあるとも指摘した。

「結婚時に夫または妻の姓（氏）を名乗る」との規定を「家族の呼称を一つに定めることには合理性があり、姓を変えた女性が「アイデンティティの喪失感などの不利益を受ける場合が多いことが推認できる」としたものの、「不利益は通称使用が広まることで一定程度は緩和される」などと述べた。

民法750条夫婦同姓に規定が最高裁判所では合憲と判断されたが、以下日本の夫婦の姓に歴史、日本国の世論調査のからみた夫婦氏のあり方、世界各国の姓のあり方、国際世論の動きから、民法750条の合憲性を論じてみる。

2 我が国における氏の変遷

1898年明治31年民法（旧法）成立して夫婦同氏が制定された。

これ以前、には、日本の庶民には姓はなく、同姓も別姓もありえなかった。姓を名乗ることを許されていたのは士分以上の者のみで、その婚姻に際しては、夫婦別姓制度である。

例として「正倉院文書の中には反古として使われた古代の戸籍が残ってい

る。702年の筑前国嶋郡川辺里の卜部乃母曾さん（49）の戸籍をみてみよう。戸主の卜部さん、卜部さんの母（74）と妻（47）、妻との間に生まれた息子2人（10と6）、娘が2人（16と13）記されている。母は葛野部さんで卜部ではない。葛野部さんは卜部さんと結婚して、戸主の卜部さんを産んだのである。2歳年下の妻は、卜部さんなのだが、これは結婚して同姓になったのではなく、もともと同じ姓だったのである²⁷⁾

又源頼朝の妻は北条政子、足利義政の妻は日野富子のままである。

この理由は男女平等に基づくものではなく、女性が婚家に入れなく、女性がどこの出身であるかわかるようにするためである。

「夫婦が同じ氏を名乗るといふ慣行が定着したのは、明治時代からだといわれています。明治31年に施行された戦前の民法では、戸主と家族は家の氏を名乗ることとされた結果、夫婦は同じ氏を称するという制度が採用されました。明治時代より前は、そもそも庶民には氏を名乗ることは許されていませんでした。第二次世界大戦後の昭和22年に施行された民法では、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされました。これが、現在の制度です。²⁹⁾

①徳川時代

一般に、農民・町民には庶民の氏・苗字の使用は禁止

②1870年、明治3年9月19日太政官布告

平民に氏の使用が許される。

③1875年 明治8年2月13日太政官布告

兵籍取調べの必要上、軍から要求されたものといわれる。氏の使用が義務化される。

『苗字の使用を許可したものの、未だ慣れない平民は「余計に税金を徴収されるのでは」などと警戒したこともあって苗字の使用はなかなか広まらなかった。国民皆兵制度の導入に伴い個人の兵役履歴をより正確に把握するための体系の確立が急務となっていた軍部はこうした状況に業を煮やし、司法省に対して事態打開のための方策を早急に法制化することを要求、その結果苗字の使用は義務づけられることとなった³⁾

④1876年 明治9年3月17日太政官指令 夫婦別氏の確定

妻の氏は「所生ノ氏」(=実家の氏)を用いることとされる(夫婦別氏制)。

明治政府は、妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし、「夫婦別氏」を国民すべてに適用することとした。なお、上記指令にもかかわらず、妻が夫の氏を称することが慣習化していったといわれる。

『苗字=氏の使用が義務化されると、こんどは婚姻後の氏をどうするのが問題となった。この時は、婚姻後の妻の氏は「所生ノ氏」、つまり実家の氏とすることが定められた。夫婦別氏とする理由として太政官法制局は3つの理由を指摘。「妻は夫の身分に従うとしても、姓氏と身分は異なる」「皇后藤原氏であるのに皇后を王氏とするのはおかしい」「歴史の沿革を無視」。しかし地方においては、民間普通の慣例によれば婦は夫の氏を称しその生家の氏を称する者は極めて僅かである、妻が夫の氏や屋号を家族の苗字として通称することが少なくなかった。』⁹⁾

⑤1898年 明治31年民法(旧法)成立 夫婦同氏の制定

夫婦が同じ氏を名乗るといふ慣行が定着したのは、明治時代からだといわれている。

明治31年に施行された戦前の民法では、戸主と家族は家の氏を名乗ることとされた結果、夫婦は同じ氏を称するという制度が採用された。

明治民法(1898年)に次のような一文がある。

「戸主及び家族ハ其家ノ氏ヲ称スル、妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」

当時の意識として、婚姻後の姓は別姓同姓ということではなく、妻が家に入るといふものです。

ですから自然、姓も夫側のものに変わるということがわかります。

また、わが国はずっと「家」制度によって縛られていました。

夫婦は、家を同じくすることにより、同じ氏を称することとされる(夫婦同氏制)。

旧民法は「家」の制度を導入し、夫婦の氏について直接規定を置くの

ではなく、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になるという考え方を採用した。

民法草案（1878年）および旧民法（1888年）では、当初から「婦ハ其夫ノ姓ヲ用フ可シ」

『婦其夫ノ氏ヲ称シ』のように当時のドイツと同じ夫婦同姓案が示されたが、我が国古来の家父長制度に反するとして反対が強かった。そこであらためて戸主制度（家父長制）を導入した家制度を構築し、戸籍は家を体現するものと位置づけた上で「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」ことになった（明治民法788条）。これによって、日本の法制上初めて「夫婦同氏」が規定されることになった』

⑥昭和22年 改正民法成立

第二次世界大戦後の昭和22年に施行された民法では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされました。

そこには「家」制度はもう存在しないのですが、「家」制度という発想は私たちの根底にあることは認めざるを得ない。

1947年（昭和22年）改正民法成立：夫婦同氏制の残留

戦後、明治の戸主制度は廃止され、それまでは戸主の同意を必要としていた婚姻も当事者の同意のみがあれば可能となった（憲法24条）。

この時、夫婦の氏は、婚姻前の夫のものか妻のものいずれかを選べるようになったが、夫婦同氏の原則は残った（民法750条）。

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされる（夫婦同氏制）。改正民法は、旧民法以来の夫婦同氏制の原則を維持しつつ、男女平等の理念に沿って、夫婦は、その合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することができるとした。

3 夫婦別姓の長所、短所

夫婦別姓の長所

1 男女平等憲法14条の精神に合致する

日本では女性の96パーセント男性の姓に改姓する。

民法750条では、どちらかの姓を名乗るとあり、形式的には平等であるが、姓の実態慣習は男女平等ではない。

夫婦別姓になれば、この不公平な慣習がなくなり、男女平等を規定する憲法14条の精神が実現する。

2 生活手続きが楽になる

『横浜に住む女性30歳、3年前結婚で姓を変える時、銀行口座、運転免許証、パスポート、クレジットカード等日常生活の諸々の手続きが終えるまで1ヶ月かかった。』⁹⁾

『女性が結婚を敬遠する理由が、改姓が面倒だからという事があげられます。

戸籍は勿論、銀行通帳、免許証、医師看護師、マイナンバーカード、健康保険証、住民票、全てに変更手続きが必要である。

会社や同僚にも名字変更を報告する。』⁹⁾

女性で働いて社会的信用の高いポストに付いている人が多数いる。

姓を変えると支障が多い人も沢山いるので夫婦別姓になれば生活が混乱せず円滑になる可能性が高い。

例えば、政治家が、婚姻してあたらしい姓になったら投票する人にとって、は混乱を起こす可能性がある。

また、小説家で、婚姻の前の姓で著名になって、婚姻をして姓が変わったら世間の人と同様なことが起きる可能性がある。

3 共働きの世帯が多くなり、女性の社会進出に寄与する。

戦後の日本は「夫が働き妻を養う」という家族像が典型的であった。

しかし1990年代になると共働きの世帯が専業主婦より上回り、姓を変

える不便さ、自己喪失感が認識され始めた。

明治時代に近代国家を目指した当時の政府は全国民に姓を名乗ることを認め、家制度を作った。

結婚により妻は夫の家に入り、同じ姓を名乗った。

実際、家事育児は女性の担当、仕事の割り振りや給与でも、日本社会では男女の差は歴然と残っている。

新しく夫婦別姓に変更されれば、明治時代の家制度が一掃され、女性の社会進出がさらに進む可能性があり、家庭内でも男女平等の思想がいきわたると思う。

『平成27年度12月16日大法廷判決において3人の女性裁判官はいずれも違憲判決である。その3人が96パーセントの女性が夫の姓を称することは女性の社会的経済的立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ現実の不平等と力関係が左右していると述べた』⁷⁾

4 女性の個人情報の保護

憲法13条 「すべての国民は個人として尊重される」、姓名は個人を識別して特定する機能を持つと「平成27年12月16日大法廷判決」は判決している、個人の尊厳を守るためにも夫婦別姓が好ましいと思う。

年賀状を見て、姓が変われば、結婚したと分かり、婚姻前の姓に戻れば、離婚したとの推定を受ける。

女性にとって、結婚しているか、そうでないかは、完全にプライベートな問題であるがそれを、結婚して姓を変える事で、世間に公表する事になる。

職場における姓名の変更についても、対外的な場面についても、女性は姓名の変更により、プライベートの公開を余儀なくされてしまう、男性よりもデメリットになる。

夫婦別姓が施行されれば、自分の姓を変えなくてもよくなり個人情報を世間にさらすことがなくなる。

『夫婦同姓は、結婚をしても相手の家と父親の板挟みになっている

ケースが多い。

家を残したいとの考えが結果的に子供の結婚を妨げ結局家を残せないという本末転倒な事態が起こりうる。

人口が減少して若者の流出に悩む地方において、結婚後の姓を理由にして貴重な結婚機会を失わせるのは問題だ』⁸⁾

家制度により、妻は夫の家に入りその結果女性の夫の性を称することになったが、夫婦別姓になれば相手の家に嫁ぐということがなくなる。

これはまさに個人の尊重を規定した憲13条の精神に沿うものと思われる。

夫婦別姓の短所

夫婦の一体感、家族絆少なくなり、姓の統一ができなくなる。

過去何度も夫婦別姓の本案が提出されたが成立しない理由は家族の絆を壊すとの理由からである。

『夫婦別姓巡っては導入賛成の民主、共産など野党が平成27年度の通常国会で民法改正案を議員立法を参議院に提出。しかし家族の絆を壊すなどとして自民党が廃案に追い込んだ』⁹⁾

国の2012年の世論調査において夫婦の姓が違くと子供の教育によくない影響があるとの回答が67パーセントに達し、子の視点からの慎重論も根強い¹⁰⁾。

父と母そして子供の姓がバラバラになるより、家族の姓が統一した方が、家族の一体性を保持する上で理想的である。

ところが夫婦別姓になると、家族間の姓の不統一、家族間での疎外感を感じるようになる。

『姓が変化していなければ外部からみれば既婚者か未婚者か分からなく、結婚しているという意識が希薄になります。個人的な考え方を全面に出しやすくする。

結婚と姓を考えると大切にしたいもののアンケートでは夫婦、家族としての一体感絆と答えた方が既婚で同姓の方に多い。』¹¹⁾

『夫婦別姓は国のあり方にもかかわる。日本には祖先を崇拝して、大切に
する伝統がある。

そこから彼岸やお盆の墓参り等の祖先崇拝という独自の道德観や、宗教観
が生まれてきた。別姓は家計の混乱を招きこうした伝統的な価値観をも揺る
がす恐れがある。諸外国の多くが別姓を導入して、同姓を義務づけているの
は日本だけと知っているが日本の価値観に関する問題を海外との比較だけで
論じることには違和感がある¹²⁾。

夫婦別姓は家族の崩壊につながりやすい危険性が有るとの指摘をしたのが
今回の裁判の補足意見の中にある。

『平成27年度12月17日大法廷判決多数意見を代表して補足意見として裁判
官出身の寺田長官は家族の位置づけを重視した。民法の家族は夫婦とその間
に生まれた子供を基本としており子供は夫婦と同じ姓を持つ存在として意義
づけられていると指摘している』¹³⁾

4 夫婦別姓最高裁判所判決

1 判決内容

事実婚の夫婦らが、民法750条の同姓規定は個人の尊厳や男女平等を保障
した憲法に反すると訴えていた。

訴訟の原告は東京都、富山県、京都府の男女五人。国会が選択的別姓制度
を導入するための法改正を行わず精神的苦痛を受けたとして、計六百万円の
損害賠償を求めた。

一審東京地裁判決は「結婚後、夫婦が別姓を名乗る権利は憲法上、保障さ
れていない」として請求を棄却。

2012年三月の二審東京高裁判決も規定を合憲と認め、一審判断を支持した。

最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）平成27年12月16日、民法750条は
合憲と判断したが15人の裁判官のうち、違憲判断をした5人のうち3人の女
性裁判官が含まれる。

夫婦別姓を認めない民法750条が憲法違反かどうか訴訟では、「結婚時に夫または妻の姓（氏）を名乗る」との規定を家族の呼称を一つに定めることには合理性がある。

夫婦が同じ姓を名乗るのは、同一の家族であることを示す意味合いがあるとも指摘した。

「いずれの姓を名乗るかは夫婦の協議に委ねており、規定には男女の形式的な不平等はなく、憲法違反とはいえない」とした。

姓を変えた女性が「アイデンティティーの喪失感などの不利益を受ける場合が多いことが推認できる」としたものの、「不利益は通称使用が広まることで一定程度は緩和される」などと述べた。

旧姓を使い、仕事を続けてきた女性らが姓を変えたくないという心情は理解できるが希望すれば結婚前のそれぞれの姓を名乗れる「選択的夫婦別姓制度」にも一定の合理性を認め、「どのような制度にすべきかは、社会の受け止め方を踏まえ、国会で論じられ判断されるべきだ」と、国会での積極的な議論を促した。

2 平成27年度12月16日大法廷夫婦同姓違憲訴訟判決文

平成26年（オ）第1023号損害賠償請求事件

平成27年12月16日大法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

第1 上告理由のうち本件規定が憲法13条に違反する旨をいう部分について。

本件で問題となっているのは、婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。

氏は、個人の呼称としての意義があり、名とあいまって社会的に個人を他

人から識別し特定する機能を有するものであることからすれば、自らの意思のみによって自由に定めたり、又は改めたりすることを認めることは本来の性質に沿わないものであり、一定の統一された基準に従って定められ、又は改められるとすることが不自然な取扱いとはいえないところ、上記のように、氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる。

以上のような現行の法制度の下における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。

本件規定は、憲法13条に違反するものではない。

第2 上告理由のうち本件規定が憲法14条1項に違反する旨をいう部分について。

そこで検討すると、本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。

したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない。

3 もっとも、氏を選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり、仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図

ることは、憲法14条1項の趣旨に沿うものであるといえる。そして、この点は、氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき事項の一つというべきであり、後記の憲法24条の認める立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討に当たっても留意すべきものと考えられる。

第3 上告理由のうち本件規定が憲法24条に違反する旨をいう部分について。

本件規定の憲法24条適合性について検討する。

本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられている。

これに対して、夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。そして、氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる。さらには、夫婦となろうとする者のいずれかがこれらの不利益を受けることを避けるために、あえて婚姻をしないという選択をする者が存在することもうかがわれる。

しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。

以上の点を総合的に考慮すると、本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても、上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。したがって、本件規定は、憲法24条に

違反するものではない。

第4 結論

以上によれば、本件規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。上告人らの請求を棄却すべきものとした原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。

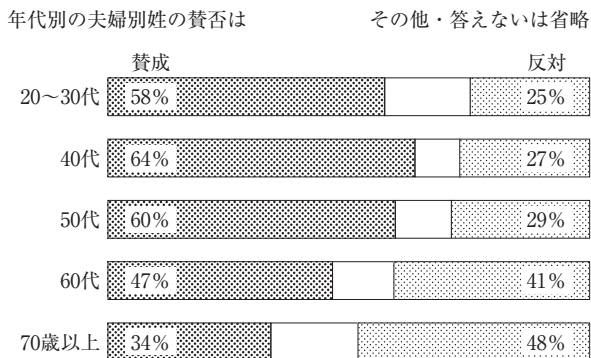
5 夫婦別姓の世論調査

世論調査からみた夫婦別姓の国民の意識調査を見ることにより、夫婦別姓の未来のあり方を探りたい。

平成27年度 12月16日最高裁判所大法廷判決で夫婦同姓の民法750条は合憲との判決の出る前、各新聞社はこぞってアンケート調査を開始した、以下朝日新聞、毎日新聞、静岡新聞のアンケート調査を分析してみる。

1

表1



選択的夫婦別姓 朝日新聞社世論調査 2015年11月10日

「年代別の夫婦別姓の賛否は 朝日新聞社が7、8両日に実施した全国世論調査（電話）によると、法律を改正し、同姓か別姓かを自由に選べるようにする選択的夫婦別姓に「賛成」は52%で、「反対」の34%を上回った。夫婦別姓を選べるようになると家族の結びつきが弱まるという意見に対しては、「そうは思わない」57%が「その通りだ」35%を上回った。

夫婦別姓への賛否を年代別でみると、20～50代のいずれの年代でも6割前後が「賛成」。60代では「賛成」47%、70歳以上では34%と、年代が上がるにつれて賛成の割合が下がった。男女の差はほぼなかった。

夫婦別姓で家族の結びつきが弱まるという意見への賛否も、男女差はほとんどなかった。年代別では、20～60代の各年代で「そうは思わない」が「その通りだ」を上回ったのに対し、70歳以上では「その通りだ」が54%で、「そうは思わない」33%を上回った。

仮にいまから同姓か別姓かを選べるとしたら、どちらを選びたいと思うか尋ねると、全体では「夫婦で同じ名字」が78%、「夫婦で別々の名字」11%と差がついた。これを男女別でみると、男性で「同じ名字」と答えた人は76%、女性では81%。年代別では、20～60代の各年代の7割台、70歳以上の84%が「同じ名字」と答えた。夫婦別姓に「賛成」と答えた人では、69%が「同じ名字」、19%が「別々の名字」を選びたいとした。¹⁴⁾

2 毎日新聞2015年12月7日 アンケート調査

毎日新聞は5、6両日、全国世論調査を実施した。結婚しても夫婦が別の名字を名乗る「夫婦別姓」を選択できるようにすることに「賛成」との回答は51%で、「反対」の36%を上回った。ただ、選択的夫婦別姓が認められた場合も、「夫婦で同じ名字」を選ぶと考えている人は73%に上り、「夫婦で別々の名字」は13%にとどまった。調査結果からは、選択的夫婦別姓の導入と、実際に自分が別姓にすることとを分けて考える傾向が鮮明になった。

選択的夫婦別姓に関しては、2009年12月調査でも同じ質問をし、「賛成」50%、「反対」42%だった。このときは男性で賛否が拮抗（きっこう）した

が、今回は男性でも賛成が反対を上回った。

選択的夫婦別姓に賛成する層の70%は「夫婦で同じ名字」を選ぶと答え、全体と大きな差はなかった。「夫婦で別々の名字」は23%で、全体より高かった。¹⁵⁾

3 静岡新聞 夫婦同姓 アンケート調査

静岡新聞は賛成、反対の理由についてアンケート調査をしている。

静岡新聞 2015年12月30日(水)

「最高裁が12月16日、夫婦同姓を「合憲」とする判決を示したことについて、静岡新聞「こちら女性編集室」は17～20日の4日間、インターネットアンケートを実施し、118人の回答を得た。判決に対する支持、不支持はほぼ拮抗（きっこう）した。ただ男女別で見ると男性の7割が支持したのに対し、女性は7割が不支持とし、評価が逆転した。

判決を支持する理由

支持した人の理由は「違憲とまでは言えないのでは」が最も多く、次点は「別姓は子どもに悪影響を与える」だった。

静岡県中部の40代男性は「社会が別姓の法制度化まで求めていない。運用対応で十分」とする。「男女どちらかの姓」を選べば良いとする民法の現規定を重視し、「どちらでも良いのだから、差別には当たらない」（県東部、40代女性）「元の姓で戸籍を作りたいなら、合意する相手と結婚すればいい」（県中部、50代女性）との声も。県中部の30代男性は「姓は家族の所属を表すために使うもの。別姓になったら、そもそも姓の存在意義がなくなるのでは」と、別姓が家族制度を揺るがすとの認識を示した。

別姓制度が導入された場合を想定し、子どもへの影響を心配する声も聞かれた。県東部の40代女性は「親子が違う姓を名乗る場合、問題点が多く出そうだ」と予想。県外の40代男性は「夫婦の問題だけでなく、子どもや家族のあり方も含めて語られるべき」と指摘する。

世界で日本だけが法で同姓をうたっているとされる点に違和感を指摘する

声もあった半面、「独自の文化」と受け止める女性も。県西部の50代女性は「日本には日本の文化や慣習があり、家族の同姓が根付いている。海外ではこうだとか、時代に合わないという報道には違和感を覚えた」とした。県西部の50代女性は「結婚で夫の姓に改姓してうれしかった」と率直な思いを示した。

判決を支持しない理由

支持しない人の理由は「選択の自由は保障されるべき」が多く、男女とも、この意見に集中した。次に「実家の姓の存続が困難になる」「改姓は仕事などで不便が生じる」がそれぞれ続いた。

女性の9割以上が結婚で改姓する実態について、県中部の30代女性は「男性が改姓する時は女性側に『特別な理由』が求められる」と性差の存在を主張。県東部の40代女性も「女の子は名前が変わるもの-という刷り込みがある」と指摘する。県西部の40代女性は「形式的な男女の不平等は存在しない」とする判決を「一部の男性の妄想にみえる」と断じた。県中部の20代男性は「どちらでも選べる選択的夫婦別姓が重要だ」と提案する。

姓を「家の象徴」と捉え、自身の改姓によって実家の姓が途絶えることに責任を感じる女性は、一定数いた。県東部の30代女性は実家と親族に旧姓を継げる人がいないため、来年離婚して夫との事実婚へかじを切る。夫が改姓した際、義父に抵抗された県中部の一人っ子の40代女性は「今後同じ問題が増えていくと思う」とみる。県西部の一人っ子の40代女性は「結婚を約束した相手は長男で、姓をめぐって悩み、離別した」と体験をつづった¹⁶⁾。

4 3個の世論調査、アンケート調査からみる日本国民の世論の考え方

朝日新聞社が 選択的夫婦別姓に「賛成」は52%で、「反対」の34%を上回った。

毎日新聞社のアンケートは「夫婦別姓賛成」51%「同姓を選択」73%

「静岡新聞の調査では男女別で見ると男性の7割が支持したのに対し、女性は7割が不支持とし、評価が逆転した」

この結果から、世論は伯仲しているがやや、夫婦別姓に賛成していることが判明した。

朝日新聞の夫婦別姓への賛否を年代別で分析すると、20～50代のいずれの年代でも6割前後が「賛成」。

60代では「賛成」47%、70歳以上では34%と、年代が上がるにつれて賛成の割合が下がり、男女の差はほぼなかった。

ここから年代が下がるごとに夫婦別姓賛成者増加することがわかる、年月の経過とともに選択的夫婦別制の賛同者が増えていくこともわかる。

又、興味深い点として、毎日新聞の調査から選択的夫婦別姓が認められた場合も、「夫婦で同じ名字」を選ぶと考えている人は73%に上り、「夫婦で別々の名字」は13%にとどまった。

調査結果からは、選択的夫婦別姓の導入と、実際に自分が別姓にすることを分けて考える傾向が鮮明になった。

朝日新聞社が夫婦別姓を選べるようになると家族の結びつきが弱まるという意見に対しては、「そうは思わない」57%が「その通りだ」35%を上回った。

朝日新聞社の11月の世論調査では、選択的夫婦別姓に賛成は52%で、反対の34%を上回り、20～50代のどの年代でも6割前後が賛成だった。若い世代になるほど抵抗感が少ない。』¹⁷⁾

6 外国における夫婦別姓












比較法の視点からみた日本の夫婦同姓は特異な制度である。

夫婦の姓をめぐる国内外の状況

夫婦の姓に関しては、タイやドイツのように、結婚後に同姓を義務つけていた制度を徹廃して姓の選択を自由化した国もある。

タイでは結婚後に妻が夫の姓に変えることが義務化されていた。男女平等に反するとした憲法裁判所の違憲判決を受け入れて2005年、夫か妻いづれか

表2 2015年12月17日 読売新聞 ja.wikipedia.org/wiki
2個の資料を参考にして整理

制度	国名	状況	国旗
同姓	日本	夫または妻の姓	
選択姓	タイ	夫または妻の姓。または各自の姓 2005年前まで夫の姓を義務化。 2003年にタイの憲法裁判所は「夫の姓を名乗るとする条項は違憲である」との判決 ¹⁸⁾ 2005年に同12条が改正された。現行の同12条では夫婦の姓は合意によりいずれの姓を選ぶことができ、またそれぞれの旧姓を選ぶことも可能となった ¹⁹⁾	
	ドイツ	1994年から選択的別姓。 夫または妻の姓。合意できれば各自の姓。または結合姓（夫または妻の並列）も可能	
	スウェーデン	夫、または妻の姓。または各自の姓。結合姓も可	
	フランス	各自の姓。妻は夫の姓も可	
	トルコ	夫の姓に統一。妻は結合姓も可能	
別姓	中国	各自の姓	
	韓国	各自の姓 父系重視の考え方から別姓	
その他	米国	州により異なる	
	サウジアラビア	姓名は出自を表す意味があり生涯不変が原則であるため結婚や養子縁組などによって姓が変わることは無い。生まれた子供は原則として父親の姓を名のる。	
	インド	宗教、地域によって様々な姓の風習があり、ヒンズー教徒は夫婦同姓とするとされている ²⁰⁾ 。	

の姓にする選択に加え、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができるように法律を改正した。

夫婦の姓を並べる結合姓も可能になる。ドイツは連邦裁判所の決定を機に1994年から選択的別姓が認められている。それまでは夫婦で一つの姓を選択しなければならず、合意出来なければ夫の姓が自動的に採用されていた。結合姓も制度変更認められているが、ドイツの報道機関によると今も約8割の女性が夫の姓を選択している。メルケル首相は前夫の姓で現在の夫とは別の

姓である。韓国は別姓が基本。子は父親から継いだ姓を変えないという父系重視の伝統的な考え方からで、男女平等の思想とは別とされる²¹⁾。

「夫婦同姓の規定は海外では見られず、夫や妻の姓を選択できたり、夫と妻の姓を並べる結合姓にしたりするのが一般的

夫婦別姓を認めない規定は女性差別にあたるとして、日本政府は国連の女子差別撤廃委員会から長年にわたり是正勧告を受けてきた。

同委員会委員長で弁護士の林陽子さんは「委員会が出した勧告を各国には尊重してほしいと考えているが、今回の判決の多数意見はそれを無視した形で残念」と話す。日本の立法、行政、司法いずれも男女平等への取り組みに熱心でないと、国際社会から受け取られかねないと懸念する。

「ただ、女性判事の3人全員が違憲と判断した点には希望を感じた。当事者が疑問の声を上げ続けることで世論が高まり、議論が深まっていく。今後議論を続けていくことが大事ではないか」と語った。(板東玲子、福島憲佑)²²⁾

「婚姻の際の氏についての法制度を大別すると、英米法では何の規制もなく個人の自由に委ね、ドイツ民法を輸入した国（日本、トルコなど）では、かつては夫婦同姓が強制された。しかし、ドイツを含めて法改正された結果、法的に夫婦同姓を強制する国は日本だけである。」²³⁾

7 国連の女性差別撤廃委員会勧告

海外では、夫婦同姓を法律で義務づけている国はほとんどない。

タイではかつて「結婚した女性は夫の姓を使う」と法律で定めていたが、憲法裁判所の違憲判断を機に2005年に選択的夫婦別姓が導入されている。

国連の女性差別撤廃委員会は2003年に民法750条は差別的であると廃止を求めていた、2009年にも再勧告した。

それでも日本は動かず2014年「法改正は国民の理解を得て行う必要がある」と釈明をして同委員会は2016年（平成28年）に2月に日本の再審査を予

定している。

国連から2回も勧告を受け、さらに、法改正にも動かず、最高裁判所平成27年12月16日判決においても、民法750条は合憲との判決が下されたことは、国連から、さらなる、勧告を受ける可能性が近いうち受ける可能性があると思われる。

このような、国際的な流れをみても法改正に向けた議論を始めるときである。

憲法は最高法規であり国際協調主義を規定して、国際法規を尊重すべきことを規定している。元最高裁判所裁判所裁判官、和泉徳治氏は国際社会において国際条約を最重要課題として尊重すべきであると主張する。

「日本は1985年女性撤廃条約に批准しました。この条約は夫および妻の同一の個人的権利（姓および職業を選択する権利を含む）を確保するように締約国に求めています。日本はこの条約に適合するように民法を改正する義務を負っている。にもかかわらず批准から30年経過した現在。まだ改正されていません。加盟各個人権状況を審査している国連の女性差別撤廃委員会はこの状況に再三にわたり、表明している」²⁴⁾

「民法750条は世界で珍しい規定で悪い意味で世界は注目している。

国際社会で評判の悪い規定をいつまで存続させるのか疑問である。

国連の女性差別撤廃委員会は2003年にこの規定は差別的であるとして廃止を求めていた、2009年にも再勧告した。それでも日本は動かず2014年『法改正は国民の理解を得て行う必要がある』と釈明をして同委員会は2016年に2月に日本の再審査を予定している。別姓を認めなかつた今回の判決（平成27年12月16日）をふまえ、改めて厳しい勧告がされる可能性がある。」²⁵⁾

国連の女子差別撤廃委員会委員長で弁護士のエリカ・ダウニ氏は最高裁判所が国際連合の動きに反した判決に、無念さをにじませている。

「夫婦同姓の規定は海外では見られず、夫や妻の姓を選択できたり、夫と妻の姓を並べる結合姓にしたりするのが一般的である。

夫婦別姓を認めない規定は女性差別にあたるとして、日本政府は国連の女

子差別撤廃委員会から長年にわたり是正勧告を受けてきた。

同委員会委員長で弁護士の林陽子さんは「委員会が出した勧告を各国には尊重してほしいと考えているが、今回の判決の多数意見はそれを無視した形で残念」と話す²⁶⁾。

又最近、「女性差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、2016年3月7日、日本政府に対する勧告を含む最終見解を公表した。夫婦同姓の規定については改正を求め、過去の勧告が十分に実行されていないとして厳しく指摘した。昨年12月に最高裁が合憲とした夫婦同姓については、実際には女性に夫の姓を強制していると指摘し、改正を求めた。」²⁸⁾

8 まとめ

1 時代にあった姓の対策

女性の社会進出は進み、家族の形は多様化した。

「民法改正案が公表された翌年97年 共働き世帯の数が専業主婦世帯の数を逆転した。

2013年共働き世帯は1065万世帯で専業主婦世帯は320万世帯も上まっている。

平均初婚年齢も上がり、働く年数も伸びた。自分の姓で仕事の実績を積み生まれ育った姓に愛着を抱く。」

結婚したカップルの3組のうち1組が離婚する時代において、男性が働き、女性が家事をするという家族モデルが時代に合わなくなっている。

ところが、姓を変えずに事実婚を選んだ人たちが様々な壁で苦勞している。配偶者として相続人になれず、子どもが生まれても共同で親権を持つことができない。

そんな女性たちの不利益をこれからも政治が放置し続けることは重大な怠慢である。

家族をめぐっては、無戸籍児など民法の規定が想定していなかった様々な問題が生じている。

例えば、女性の社会進出は急速に進んでいるが、通称と戸籍名の使い分けで苦勞している女性は少なくなく、通称使用を認めていない職場もある。

違憲とした裁判官からは「通称使用で不都合が一定程度緩和されているからといって、別姓を全く認めないことに合理性は認められない」などの意見が出た。

女性が姓を変える背景には、社会的、経済的な立場の弱さや事実上の圧力などがある。

家族のあり方は、国民生活の基礎であり、国会は国民の声も聞きながら、本腰を入れて法律の見直しの検討を始めるべきである。

2 アンケート調査結果から

朝日新聞社が 選択的夫婦別姓に「賛成」は52%で、「反対」の34%を上回った。

毎日新聞社のアンケートは「夫婦別姓賛成」51%「同姓を選択」73%

静岡新聞の調査では男女別で見ると男性の7割が支持したのに対し、女性は7割が不支持とし、評価が逆転した。

この結果から、世論は伯仲しているがやや、夫婦別姓に賛成していることが判明した。

朝日新聞の夫婦別姓への賛否を年代別で分析すると、20～50代のいずれの年代でも6割前後が「賛成」。60代では「賛成」47%、70歳以上では34%と、年代が上がるにつれて賛成の割合が下がり、男女の差はほぼなかった。

ここから年代が下がるごとに夫婦別姓賛成者増加することがわかる、年月の経過とともに選択的夫婦別製の賛同者が増えていくこともわかる。

3 憲法の番人としての最高裁判所の役割

憲法81条 憲法の番人として違憲立法審査権がある。

婚姻や家族のあり方は時代とともに変わるものである。

国の制度は現実合っているか。個人を尊ぶ社会を築くためには、不断の見直しが欠かせない。

明治時代から続く民法750条で問われたのは、憲法が定める憲法13条「個人の尊重」と憲法14条「両性の平等」憲法24条「婚姻の自由」に合うかどうかである。

男女の役割などが多様化し、家族像が大きく変化しているなか、この判決は時代に逆行する判断と言わざるを得ない。

夫婦別姓を認めないことで、多くの不平等が生まれている現実を直視すべきである。

3人の女性裁判官は、夫婦の96%が夫の姓を名乗るという不平等が起きている現実を踏まえ、「夫婦が別の氏を称することを認めない点で合理性を欠く」と指摘している。

最高裁判所の役割は立法という民主的な政治過程を通じた解決が困難なとき、救済の手をさしのべるのが「憲法の番人」の役割であり、生来の姓を継ぎたいとする人が少数派であっても、その人権を無視してよいということにはならず個人の人権の救済するのが裁判所の役割である。

棚村政行早稲田大学教授「判決は社会的混乱を避けるために最高裁判所が違憲判決を自生するという司法消極主義の立場。個人の人権を守る最後の砦としての役割を放棄したに等しい。時代に逆行するといわざるを得ない。家族観の変化を十分に把握できていないのではないか。法制審議会の民法改正の提案を20年近くも放置してきた国会の怠慢を違法と判断しなかった点でも残念である。」は述べている。

4 国際情勢と各国の比較法的視点から

国際社会の見る目は厳しく、日本政府は85年に国連の女性差別撤廃条約を批准したが、国連女性差別撤廃委員会から改正するよう勧告を受けてきた。

タイではかつて「結婚した女性は夫の姓を使う」と法律で定めていたが、憲法裁判所の違憲判断を機に選択的夫婦別姓が導入されている。

夫婦同姓の規定は海外では見られず、夫や妻の姓を選択できたり、夫と妻の姓を並べる結合姓にしたりするのが一般的で、日本の立法、行政、司法いずれも男女平等への取り組みに熱心でないと、国際社会から受け取られかねないと懸念する。

しかし、女性判事の3人全員が違憲と判断した点には明日への新たな指針が見ることができる。

5 女性に強いられる壁

夫婦別姓について、社会象象への考え方が多様化する中で、時代に合わせた立法が必要。

問題なのは、どちらかの姓を選択せざるをえなく、96%が「夫の姓」を選んでいる。

女性が「自分の姓で生きたい」という願いを持った場合、法律婚は事実上、無理で、届け出をしない事実婚を選ばざるを得ない。

だが、事実婚では、税法上の扶養家族になれず、配偶者控除などの適用外となる。相続の場合にも難しい立場に置かれる。経済的に負担となる。

夫の姓を選んだ上で、旧姓を通称として使ったりする。会社など勤め先でも、それを認めるケースは増えているが、その場合でも、新規につくる銀行口座や健康保険証、運転免許証などでは通称は使えない。

現実を考えると差別別的である。

6 結 論

生活に密着する法制の見直しは、国民の意識と歩調を合わせて検討されることが望ましい。

法制度がどうあるべきかについては、本来、裁判ではなく、国会で議論すべき課題である。

最高裁判決は姓を巡る制度について「国会で論ぜられ判断されるべき事柄だ」と述べた。

判決は一つの大きな節目ではあるが、終着点ではない。

大事なものは、違憲判決が出るまで待つのではなく、制度を不断に見直していくことだ。

親や子どもが生きやすい社会にするには、民法をどう見直していくべきか。

夫婦別姓につき、女性が働きやすい環境を整えるべきで、夫婦別姓に民法750条は改正すべきと思う。

参考文献

表1 選択的夫婦別姓 朝日新聞社世論調査 2015年11月10日

表2 2015年12月17日 読売新聞 ja.wikipedia.org/wiki
2個の資料を参考にして筆者が整理

注

- 1) 日本経済新聞 2015年12月17日
- 2) 我が国における氏の変遷法務省 www.moj.go.jp/MINJL/mingi_36-02.html
我が国における氏の制度の変遷
- 3) 法務省 HP 我が国における氏の変遷
- 4) Ja.wikipedia.org/wiki/夫婦別姓
- 5) 東京新聞 平成27年12月17日
- 6) 読売新聞 平成27年12月17日
- 7) 平成27年度 12月17日毎日新聞
- 8) 読売論点スペシャル 読売新聞 平成27年度12月17日
- 9) 平成27年度 12月17日毎日新聞

- 10) 毎日新聞 平成 27 年度 12 月 17 日
- 11) 朝日新聞デジタルアンケート 12 月 6 日朝日新聞
- 12) 日本大学 百地章 論点スペシャル読売新聞 平成 27 年度 12 月 17 日
- 13) 読売新聞 平成 27 年 12 月 17 日
- 14) 選択的夫婦別姓に賛成 52% 朝日新聞社世論調査 2015 年 11 月 10 日
- 15) 毎日新聞 2015 年 12 月 7 日
- 16) 静岡新聞 2015 年 12 月 30 日
- 17) 2015 年 12 月 17 日朝刊 社説
- 18) Summary of the Constitutional Court Ruling No.21/2546
- 19) 第 49 回国連婦人の地位委員会タイ代表の報告
- 20) 夫婦同棲厳しい国際世論、国連法改正を勧告 2015 年 9 月 23 日
- 21) 2015 年 12 月 17 日 東京新聞
- 22) 読売新聞 2015 年 12 月 17 日
- 23) 提言男女共同参画社会の形成に向けた民法改正日本学術会議 ja.wikipedia.org/wiki
- 24) 朝日新聞 2015 年 12 月 17 日 【泉徳治 元最高裁判所判事】
- 25) 日本経済新聞 2015 年 12 月 17 日
- 26) 読売新聞 2015 年 12 月 17 日 (板東玲子、福島憲佑)
- 27) 朝日新聞 2016 年 2 月 27 日
- 28) 朝日新聞 2016 年 3 月 8 日